

岩手県告示第12号

屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）第27条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和3年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の日時及び場所

(1) 日時 令和3年3月8日午前10時から午後5時まで及び同月9日午前10時から午後5時まで（2日間）

(2) 場所 岩手県民会館4階 第2会議室

2 受講手続 受講申請書及び添付書類を令和3年1月8日から同年2月19日までに岩手県屋外広告美術業協同組合に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県屋外広告美術業協同組合又は岩手県県土整備部都市計画課に問い合わせること。